



# 広げよう、 SDGsの輪 エントリー行事募集

募集期間 令和6年 4月18日(木)から6月30日(日)まで

令和6年 8月・9月・10月は  
旭区SDGs月間

旭区 × SDGs  
～未来に挑戦するあさひ～

GREEN × EXPO 2027  
地元旭区から盛り上げよう!  
開催期間 2027年 3月19日 から 9月26日まで

課題意識をもって取り組んでいるすべての地域活動が、SDGsに繋がっています。この活動に多様なパートナーが参画することで、地域課題の解決と新たな価値の創造を目指しています。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

**ごみ拾い**

12 つぶら責任 つかう資源  
15 陸の豊かさも 守ろう

**運動会・スポーツ大会**

3 すべての人に 健康と福祉を  
4 質の高い教育を みんなに

**防災訓練**

6 安全な水とトイレを世界中に  
11 住み続けられるまちづくりを

**防犯パトロール**

11 住み続けられるまちづくりを  
16 平和と公正をすべての人に

**講座・勉強会**

14 海の豊かさも 守ろう  
4 質の高い教育を みんなに

**敬老会**

3 すべての人に 健康と福祉を

**農業体験**

2 気候を 守ろう  
15 陸の豊かさも 守ろう

**お祭り**

3 すべての人に 健康と福祉を  
11 住み続けられるまちづくりを



日頃から行っているイベント・取組が、SDGsの目標達成に繋がっています！

<お問い合わせ先>  
旭区役所区政推進課企画調整係  
電話 045-954-6026

**SDGs**(Sustainable Development Goals)とは…  
持続可能な開発目標とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。



# 令和6年度 旭区SDGs月間 エントリー行事募集要領

「旭区SDGs月間」にエントリーしていただける、行事・イベント・活動などを募集しています。  
様々な行事をエントリーしていただき、SDGsの輪を、一緒に広げましょう！

## 1 令和6年度「旭区SDGs月間」について

◆期間 令和6年8月・9月・10月の3か月間

9月25日は、SDGsが国連で採択された日です

### ◆エントリーの対象

期間中に旭区内で実施するSDGsの目標達成につながる行事・イベント・活動

※定例的な活動でも、8・9・10月に実施日があれば対象です。

※参加者を募集する行事だけではなく、団体内部で実施するイベント・活動も対象になります。（例：ごみ拾い、地域のお祭り、SDGs勉強会、環境学習、防犯パトロール、防災訓練 など）

【参考】  
昨年のエントリー  
行事一覧 ▼



### ◆エントリーすると…

- ・「旭区SDGs月間特設ウェブサイト」で、それぞれの行事・イベント・活動の内容を紹介します。また、旭区公式X・広報よこはま旭区版など、様々な媒体を活用してPRしていきます。
- ・主催者が作成するチラシ等に「旭区SDGs月間」バナー（下図）をご利用いただけます。
- ・SDGsを広めるアイテムとして、旭区SDGsオリジナルピンバッジを差し上げます。（数に限りがありますので、なくなり次第配布終了となります。あらかじめご了承ください。）



バナー



オリジナル  
ピンバッジ

## 2 エントリー方法など

### ○エントリー期間

令和6年4月18日（木）から  
6月30日（日）まで

### ○エントリー資格

団体（自治会、学校、会社、サークルなど、  
2人以上のグループ）

### ○エントリー方法 次の①・②のどちらか

① 横浜市電子申請・届出システムから申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b8077c71-cc44-4b81-ade6-9ead15c1deb2/start>

② ①が難しい場合は、Eメール・FAX等で、下記までお問合せください（登録用紙をお送りします）。

エントリーは  
こちらから ▶



または

旭区SDGs月間

検索

## 3 エントリーの注意

- (1) 添付する写真についてはウェブサイトへの掲載について関係者に了承を得たものに限ります。旭区役所は、被写体の肖像権侵害に関するトラブル、登録商標の無断転用並びに著作権の侵害等に係るトラブルに関して、一切責任を負いません。
- (2) エントリー後に行事内容が変更になった場合は、再度申請してください。
- (3) 行事の内容が、明らかに以下の項目に該当すると旭区役所が判断した場合には、予告なく対象外とします。
  - ア 政治団体、宗教団体及び反社会的勢力の関係する行事
  - イ 公序良俗に反する行事や、内容が法令に抵触する行事
  - ウ 犯罪行為を誘引、助長させる行事
  - エ 営利目的、営業目的としての行事
  - オ 他人に迷惑、不利益、損害、不快感を与える行事
  - カ 他人を誹謗中傷する行事
  - キ 旭区役所が募集の趣旨に沿わないと判断する行事
  - ク その他、上記に準ずる行事
- (4) エントリーの際に取得した個人情報、当事業の目的以外には使用しません。

### <お問い合わせ先>

旭区役所区政推進課企画調整係

（区役所2階23番窓口）

電話 045-954-6026 FAX 045-951-3401

Eメール：as-kikaku@city.yokohama.jp